

## F. リスト, ナショナリズムの成立過程

—初期の政治論を中心に—

岸本 嬉子

## I

E. H. カーは、かつて第二次大戦直後に、今後ナショナリズムの潮流は漸次的に縮少してゆくであろうと予測した<sup>1)</sup>。しかしながら、とくにA. A諸国に高まってきた新しいナショナリズムの動きが、第二次大戦以後の、つまり現代の重要な問題として、世界史の流れを決定するものの一つとみなされていることは周知のとうりである。日本においても、戦後の二十年を経た今日、再び新しい意欲をもっていわゆる「ナショナル」なものを、社会科学の対象として捉え直そうとする動きがみられるようになってきた。それにつけても考えさせられるのは、ナショナリズム、あるいはそれに関連する言葉の氾濫に比べて、一体「ナショナリズム」とは何か、いかなる方法においてそれは把握されるのかという根本的な問いとその答えが、等閑視されて不当にも混乱のままに放置されているのではないかということである。例えば、ナショナリズムという言葉をいかに日本語訳するかということからして、その内容規定を離れては不可能なのである<sup>2)</sup>。「民族主義」、「国民主義」あるいは「国家主義」のいずれに訳そうとも、三者それぞれの実質内容が厳密に規定されてこそ可能であり、さらにはこれら三者間の相互関係がおさえられていなければならない筈である。このような問題に当面する時、しばしば耳にすることは、

ナショナリズムの問題はそれがすぐれて現実の政治問題に関連するものであるところから、まず何よりも政治的な問題として把握すべきだという主張であろう。そのこと自体に誤りはないであろうが、「政治」の尊重が必ずしも「政治」の優越を意味するものでない限り、ナショナリズムの考察にもより多くの反省規定が加えられるべきではないだろうか。

しかしながら、このような大問題を論じることはここでの目的ではない。ドイツにおけるフリードリッヒ・リスト(1789—1846)研究史の戦前と戦後を比較検討するとき、さきほど述べたと同質の混乱がそこにみられ、従って、ナショナリズムに関するより一層深い研究の必要を痛感するということを指摘したいのである。G・フェビウンケが詳述しているように<sup>3)</sup>、ナチ・ドイツにおいてリストは、「国家主義」の権化、帝国主義的膨張政策の共犯者の証人として利用された<sup>4)</sup>。ところが戦後の西ドイツにおいては、今度はリストの「世界主義」がとくに強調され、果てはリストの思想において核をなすところの「民族の独立」という側面を無視して済ませるような研究がみられるようになった<sup>5)</sup>。もちろんこれらはともにあまりにも現実政策的な意図からなされた研究、あるいは利用であって、これらが必ずしもリスト研究史の本流をなしているという訳ではない。しかし問題は、これらにおいて用いられたと同じ質のものではなくても、リストの思想には、

「国家主義」的な面も「世界主義」的な面も存在しているものであり、これらをいかに把握するかを明示しない限り、さきに述べたような研究及び利用にみられる一面的な強調あるいはねじまげに対して、真に理論的な反駁を加えることはできないであろうということである。ところでいま一つ、戦後のリスト研究史には新しい試みがつけ加えられた。東ドイツにおける一連のリスト研究である<sup>6)</sup>。これらに共通して特徴的なことは、「階級と国民」とに対するリストの立場及び社会的進歩のための戦いにおけるその歴史的役割を解明し、リストが代表するブルジョア的ナショナリズムの意義と限界を明らかにしようとしていることである。東西ドイツの国民的統一という至高目標を隠そうとしないこれらの研究に、「あまりに時宜に適しすぎている」という懸念を持つこともできよう。しかし、リストにおける「ナショナル」な思想を、何よりもまず「国民主義」的なものとして捉え、その思想構造の中に「国家主義」的な面や「世界主義」的な面をもひき入れて、統一的把握を志向していることは、この懸念を払拭するに充分であろう。ここに描かれるリスト像は、ドイツ・ブルジョアジーの代表者として産業資本の確立のためにたたかう戦士であり、反封建・反イギリスの立場から、祖国を優越国の植民地たらしめる「地盤なき世界主義」に対抗し、民族の独立を願う「国民主義者」なのである。「国家主義」的な面は、ドイツ・ブルジョアジーが思想的にあるいは歴史的に身につけている妥協の産物であり、リストにおけるこの二面性を正しく理解することこそ、リスト研究の不可欠のテーマとされている。最初にも述べた如く、問題はリストの思想の中の「ナショナル」なものを正しく捉え、その論理構造を明らかにすることであるが、そのために東ドイツにおける諸研究(註2)参照)が示唆するものは大きいといえる。ナショナリズムの理論的考察こそ、重要な課題である。

本稿は、リストの初期の政治論(だいたい1819年

までの憲法論、国家統治論を中心とする)を、理論的思想史的に解明することを目的としている。従って、リストにおけるナショナリズムの生成過程の全てをあきらかにするには、本稿の扱う範囲は、未だその序章にしかあたらないことを、あらかじめ断っておかなければならない。

1819年にリストがその代表者となった「ドイツ商工業同盟」(Der Deutsche Handels-und Gewerbsverein)<sup>7)</sup>は、国内関税障壁の撤廃、商工業上の諸制限の廃止、国内取引の自由を実現しようとするものであって、統一的な国内市場が形成されていない小邦に分裂した当時のドイツにあっては、画期的なものであった。リストは、中小ブルジョアジーの代弁者として中部・南部ドイツの新興企業家層と交わり、領邦国家の枠から一挙に飛躍して、近代的なドイツ国民体(die deutsche ganze Nation)の形成へ視野を広げていった。以来、リストは、ドイツの国民的統一と独立を、産業資本の形成——ドイツの資本主義化として把握するのである。

しかし乍ら、このようなリストの考え方——とくにその「市民的立場」——は、近代的憲法と統治組織を要求するところの、領邦国家ヴュルテンベルクにおけるリストの革新的な政治闘争の中でつちかわれてきたものである。Nation(「国民」)としての自覚は、市民階級の自由と統一の要求、絶体主義政体への対決の中から確立された。つまり、国民的統一と独立という志向の出発点には、身分的・封建的色彩の濃いドイツという基盤に、近代的な政治的共同体をどのように形成してゆくかという課題があったのである。

リストの政治論には、ナポレオンからの解放運動の過程でドイツに継承されてきたところの啓蒙主義的思想と、特殊ドイツ的なものとの独自の結合がみられるのであって、その論理をあきらかにすることは、リストにおけるナショナリズムの構造を知るために重要な課題なのである。

- 1) E. H. Carr, *Nationalism and After*, London 1945. 邦訳: 「ナショナリズムの発展」, 大窪憑二訳, みすず書房, 1952. とくに邦訳, P54—55参照.
- 2) これらの事情にふれた文献は数多くあるが, ここでは次のものだけを挙げておく. 南原繁, 大塚久雄, 福田敏一, 「ナショナリズム」をめぐって—その問題と現代日本の課題—, 「思想」, No. 487 参照.
- 3) G. Fabiunke, *Zur historischen Rolle des deutschen Nationalökonomen Friedrich List*, Berlin, 1955. 邦訳: 伊東勉, 豊川卓二共訳, 未来社, 1958.
- 4) 小林昇氏がその著書の中で, ナチ・ドイツにおいてはリスト全集の編集者ザリーン教授等がユダヤ人として迫害されたこと, そのためリスト文庫が解散せざるをえなかったこと, そしてリストの本格的な研究は, 事実上中止されていたことを述べられているが, まことに興味深い. 小林昇, 「フリードリヒ・リスト論考」, 未来社, 1966. P204—205 参照.
- 5) 政治的パンフレットはともかくとして, リスト研究の権威, F. Lenzもまた, そのような見解をとっていることは, さらに詳しく彼の研究を究明してみる必要を感じさせる.
- 6) ここでは, 次のものだけを掲げる.  
G. Fabiunke, a. a. O. Otto Rühle, *Zur Bedeutung des deutschen Nationalökonomen F. List*, *Wirtschaftswissenschaft*, 3. Jg., Hefts, 1955. Hans Gehrig, *F. List und Deutschlands politisch-ökonomische Einheit*, 1956.
- 7) この時リストは, 歴史的な請願書—「Bittschrift an die Bundesversammlung」を書いている.

## II

「我々は, 後世から疑いなく政治的改革の時代として特徴づけられるような時代に生きている. 我々は, ヨーロッパの殆どの国民が……彼らの社会状態を, 理性の基準によって吟味しつつあるのを見よ」<sup>1)</sup>. これは, ヴュルテンベルク憲法論争に際してのリストの言葉である. 1815年, 新しい代議制度及び憲法設定をめぐって始まったところのこの闘争には, 二つの勢力が対立していた. 1つは, 封建的官僚的行政制度を守ろうとする等族, 旧官僚, 守旧的自由主義者等であり, 今1つは, このような行政制度の根本的改革を要求する市民(プラス進歩的官僚)である. ナポレオン没落後, ドイツではいち早く復古体制が始まっていたのであるが, リストにとっては, この時こそ「政治的改革」の好機であった. リストは, 近代的統治組織と憲法の樹立を主張し, 進歩的官吏として, ジャーナリストとして, あるいは又国家行政学の教授として, 積極的にこの闘争へ参加した. 結局のところこの憲法論争は, 妥協的議会制度の成立, 旧い等族支配の復活と再編というみじめな結果をもって了るのであるが, これは被支配階級の間に深刻な幻滅を生み, やがて Bürgerfreunde の党の結成を導いた. 1818年リストが創刊したところの新聞—*Volksfreund aus Schwaben* <シュヴァーベンの人々の友>—は, 農民, 手工業者, 商人, 芸術家等から成る広汎な生産者層を市民とし, 彼らの個人的自由, 私的所有の権利, 及び諸税の軽減を主張した. リストに対する警察の追及と迫害は, この時から始まったのである.

さて, リストの政治論は, 大別すれば憲法論, 国家統治論(行政論), 地方自治体の経済論から成り, これらが相互に補充し合って国家と社会に関する一つの思想体系を構成している. 国家理論に於ける研究主題が, 国法原理の哲学的考察よりも, むしろ国家統治, 行政組織の方面におかれ, 著しく政策論的

な性格もっていることを、まづその特徴として挙げるができる。これはリストの資質にかかわることでもあろうが、何よりもこれらが、先に略述したきわめてアクチュアルな問題への要請として書かれたものであることに主要な原因がある。まづ国法原理からみていこう。

《人間は、それによってより高次の福祉への手段を獲得するために、社会へ入りこむ。彼は、社会に対しその自然的自由を犠牲に供するが、それは理性的自由を獲得せんが為である》<sup>2)</sup>。つまり自然的自由は相互の権利侵害を導き、結局自己保存を悲惨なものにするから、その為にすべての個人はその自然的自由の多くを犠牲にし、全体的福祉が保証されることを必要とする。リストは言う、かくして《彼は、その動物的自由を犠牲にして理性的自由を獲得する》<sup>2)</sup>。ここにルソーの社会契約の原理を想い出すことができる。リストの自然的自由 (die natürliche Freiheit) と理性的自由 (die vernünftige Freiheit) は、ルソーの自然的自由と市民的自由との区別を思わせる。もっとも、リストにはルソーのような明確な概念規定はなく、とくに理性的自由はあたかも自明のことの如く前提されている。しかし理性的自由は、リストにあってはしばしば市民的自由と同義語的に用いられ、厳密な対応はともかくとしても契約説の観点からは大体一致するものとみることができる<sup>3)</sup>。

このようにリストは、彼の契約説の根源をあきらかにルソーから受け取っており、個人の自由と生得権から出発する啓蒙の理性法が、国家論におけるリストの出発点なのである。国家論の一般的な部分、つまり国家の生成、目的、行政の原則は、まさしくこれに依拠している。従って自然法の基礎の上に、自由な個人による契約国家を基礎づける。《国家は自由なる個人から成る。その力は個人の力の集合であり、その目的は全ての個人の福祉である》<sup>4)</sup>。《国家学は、その体系を構築し得るためには原契約の上

に立たねばならない。》そして《変ることのない理性の原則》に従って《原権》を導き、その最も重要なものを個人的自由と私的所有権の二つの基本権であるとした。1817年、ヴェルテンベルクの等族的(身分的)憲法を批判して書かれた「本源的自由の特別な契約上の確認」<sup>5)</sup>は、リストの啓蒙主義的自由主義的な思想を如実にあらわしている。かくしてリストは、貴族・君主の特権的制度に反対して、《市民による議会》を《理性の変ることのない基盤》だと考えたのである。

ところでここに今一つ、リストの国家論は思想的特徴を持っている。歴史主義的な国家把握とも言うべきものである。リストはヴェルテンベルクの帝国都市ロイトリンゲンに、ツンフト員であり乍ら新しい都市貴族 (Senator) でもある人の子として生まれたのであるが、この都市の手工業者は、旧都市貴族に対抗して自らの権利を確保しつつけるという比較的自由的な伝統をもっていた。自由的な帝国都市の思想的伝統は、リストの国家論の今一つの基盤であった。リストにとって契約による社会は、《経験せる社会》であり、市民的自由は、《歴史的背景》をもつものなのである。南ドイツの文化史及び経済史に関するリストの膨大な著作が示しているように、彼の国家論はドイツの歴史に関する認識によって裏づけされており、国家は、歴史的・政治的な実在として把握される。《理性の純粹な原理》の帰結にのみ基づく国家観ではなく、歴史的実在としての国家把握と、自然法に基づく国家把握とが並存している。ここに一般西欧的なものと特殊ドイツ的なものとを結合させようとするリストの意欲をみることができる。ともあれこのことは、リストにみられた自然法的合理主義的諸特徴を弱めていく結果になったのである。こういった事情は、当面の時代適合的な形態として立憲君主制を要求するリストの主張に明確に示されている。いわば《権力と自由》、《政府と国民》の妥協、自然法的契約理論の上からは全く相入

れない筈のこの二つの要素の和解はいかにして可能であろうか。リストは憲法のなかに、個人的自由と私的所有という人民の権利の最高の保証をみる。《我々は、個々の自然的自由を持った人間の連結手段の中に国家の実体を認識し、その手段によって人間は社会的利益を獲得し、他方方法が理性的な制度を保証する》<sup>6)</sup>。リストにとって立憲君主制は、古い支配勢力と専制に依拠するところの封建的官僚制度にとって代わるべきものである。つまり《全体の福祉》が国家目的として前提されているのであるが、ではこの国家目的はどのようにして貫徹されるか。リストはそれがまず、個々人の一般意志 (allgemeiner Wille) によって、一般力 (allgemeine Kraft) をとらして発現するという。しかし人間の本性上、すべての個々人が同一の意志を持つということはない。そのためにこそ全体意志 (Gesamtwille) が出現しなくてはならないというのであるが、ここでも又これらの概念規定はなされていないのである。ともあれ《個々人は、意志を表明したり、力を行使するのに適していない。その為には彼らは、全体意志と全体力に同一的な方向を与えるという性格をもった機関に、その権限を与える。これが……統治権 (die regierende Gewalt) である》<sup>7)</sup>。ルソーは、人民の自由は彼らが自己と契約し、自己自身にのみ服従することによって確保されるのであるから、一般意志は決して代表されるものではないとして代議制を否定したのであった。ところがリストにあっては、「人民主権」の思想は採り上げられないで、その代りに「人民代表」の原則が重要視されるのである。つまり、一個人または諸個人の手にて委ねられた権力がもっている私利を凶る衝動、それを防止する機関が必要である。リストはこれを、統治機関に相対する代表制度 (Repräsentation System) であると考え、そしてこの人民代表の原理は、あらゆる個人の理性的意志と自由を基盤にして、人民によって暗黙のうちに認められているか、或いは明確に取り決め

られた契約によって、確認されていない。もはやあきらかなように、リストの思想はルソーから離れてモンテスキューへ移行している。人民の代表制度が確立した正しい立憲君主制は、イギリスの発明物であり、人間社会の要求を最も多く満足させるものなのであった。リストがヴェルテンベルクに求めた政治形態は、勿論このような立憲君主政体であった。まことに F. Lenz がのべているように<sup>8)</sup>、貴族も領主も入りこむことの出来る、王冠と議会とが結合する立憲君主制は、リストが市民階級の統一と自由の要求をそこにはめこもうとした目標であった。政府は人民に自由を与えるべきであり、人民は革命的手段をとるのでなく、賢明な方法によって改革すべきなのである。リストは、革命家ではなくて啓蒙的改革家であった。

以上によって、リストの国家論の基礎とも言うべき国家哲学上の立脚点についてみてきた。この問題に於けるリストの根本的姿勢は、社会契約の理念を政治・社会の現実的形式として把握しようとするものであった。そしてリストが、現実には市民的自由を実現するためには、現存の政治的諸勢力と妥協せざるをえなかった。リストは一貫して、等族よりは開明的な君主へ期待をかけるのである。すでにみたところの、啓蒙主義的であり乍ら同時に又歴史主義的でもある国家把握に次いで、このような、つまり民主的な要素と保守的な要素との妥協は、リストの政治論にみられる第二の特徴である。

最後に国家統治論をみておこう。憲法論の中で、市民階級の二つの基本的権利は個人的自由と私的所有の権利であるとされたのであるが、人民の幸福はこれらの原理がどこまで有効に生かされるかどうかにかかっている。つまり憲法は国家統治の原理、礎石であって、その適用は国家統治の問題である。実践的なリストの関心は、行政あるいは国家統治の問題へおかれる。市民階級の統一と自由を保証するような国家組織は何か。正しい統治原則に最も適した

国家組織が樹立されてこそ、立憲君主制という政治的理想が、充全の意味をもつのである。リストはそのような国家組織を、コルポラチオン国家、あるいは *Korporationsorganismus* として把握する。この国家の内的構造について、ここで詳細に触れることはできないが、一言すれば次のようなものである。抽象的な平等なる諸個人の集合が国家を形成するのではなく、諸個人はまず初めに家族の中で生活し、この一定の共同社会即ち家族が様々に結合されて、ゲマインデ（下級自治体）等々のコルポラチオンを経て国家に到達するものである。リストによれば、国家と個人の間に何の中間項も必要ではないと考えることは、無秩序を生むものであった。従って、フランス流の共和国は、《細部の連絡のない不可分の大国家》であって専制政治を導入する危険性を持っている。他面、又昔日のプロイセンが代表しているような上から下への支配的統治体制は、統治者の独裁的権力によって国家の全機関が支配されており、このようなもとは諸個人はその力を生々と発現することはできない。これらに対しコルポラチオン国家は、《下から(von unten)》上へ階層的に構成され、個々の細部はあたかも時計の歯車のようにかみ合っている。順次より高いものへと上昇していった結果、諸コルポラチオンの最高の社会的結合である国家が形成されるのであるが、このような構成のもとに於てこそ、政治上の諸理念がもっともよく生かされ、諸個人はその力を充分に発揮することができる、とリストはいう。一見してあきらかなように、リストは国家を一つの有機体(*Organismus*)として把握しているのである。下からの国家構成は、逆に上からの統一を容易にする危険を持っている。ここに今一つ、ロマンティックな国家観をリストの思想的特徴に加えなければならない。しかし W. v. Sonntag が指摘しているように<sup>9)</sup>、リストにあってはロマンティックな定式や妥協のあるところには必ず、合理的なエレメントが含まれている。つまり家

族を別とすれば最も基底的なものであるゲマインデは、諸個人が契約によって作る最初の社会であって《自由で理性的な制度の社会》なのであり、上級ゲマインデに対し相対的に独立している。更に又、コルポラチオン国家の階層的組織そのものが契約の結果なのである。このようにリストは、ゲマインデという合理性のみでは理解しえないような共同社会をさえ、契約の理論でもって合理化しようとするのである。ところでこのような国家組織論によって、リストは何を志向しているのであろうか。勿論それはまず第1に、立憲君主制の中で市民階級の自由と権利を保証すべきものである。しかしこのことから結局のところ、コルポラチーフな国家組織は、国家と市民社会とを連結するための《中間的な強力》であることを見逃してはならない。リストは言う、コルポラチオンが順次により高く結合されて達するところの「最高の地点とは、とくに市民社会が国家と呼ばれ……のような地点である」<sup>10)</sup>。かくしてリストに於ては、国家と市民社会との対立が、むしろ市民社会を国家の方向へ定位づけることによって和合せしめられているのである。

以上リストの政治論の内的構造を、とくに思想的特徴をあきらかにすることに留意し乍ら跡づけてきた。そしてそれがいわば諸思想の折衷とも言うべき複雑な諸側面を持っていることがわかった。しかし重要なことは、これら諸側面に目を奪われることなく、これらを通してなお一貫しているリストの志向一近代的な政治共同体の形成一を、正しく捉えることである。その際リストの立脚点は、現実との妥協を含み乍らも変ることなく、市民階級、被支配者階級の利害と要求に根ざしており、リストに於てはこれから形成すべき統一的なドイツ国民体の主体が市民階級として捉えられていることを、今一度確認しておきたい。リストは、未だ領邦国家の枠の中にいる。統一的なドイツ国民体を形成するには、まず何よりも《領邦国家》と《国民》との対立という問

題に直面せざるを得ない。リストは今一度、《国民》概念の助けを得て、飛躍しなければならない。すでにみたような構造をもつリストの政治論が、どのようなナショナリズムを生み出していくか、リストにおけるナショナリズムの生成過程をあきらかにするための本論は、残念乍ら次稿にゆずらねばならない。本稿はその準備作業である。

- 1) リストのテキストは、リスト協会刊行のリスト全集を使う。F. List, Werke Bd. I, S. 353
- 2) F. List, Werke Bd. I, S. 242, 308.
- 3) 板垣与一, 「政治経済学の方法」, 日本評論社, 昭和17年, 320頁,
- 4) F. List, a. a. O., S. 207
- 5) Ders, a. a. O., SS. 259—260
- 6) F. List, Werke Bd. I, S. 353.
- 7) Ders, a. a. O., S. 212.
- 8) F. Lenz, Friedrich List, der Mann und das Werk, München und Berlin, 1936, S. 25.
- 9) W. v. Sonntag, Die Anschauungen von Volk und Staat in Friedrich Lists Jugendschriften, Schmollers Jb., 56, 1932, S. 407
- 10) F. List, Werke Bd. I, S. 309.